

「地域計画」策定に向けた 話し合いマニュアル

～ 目次 ～

1. 地域計画の進め方
2. 話し合いの意義
3. 話し合いの役割分担
4. 話し合いながらの作業手順



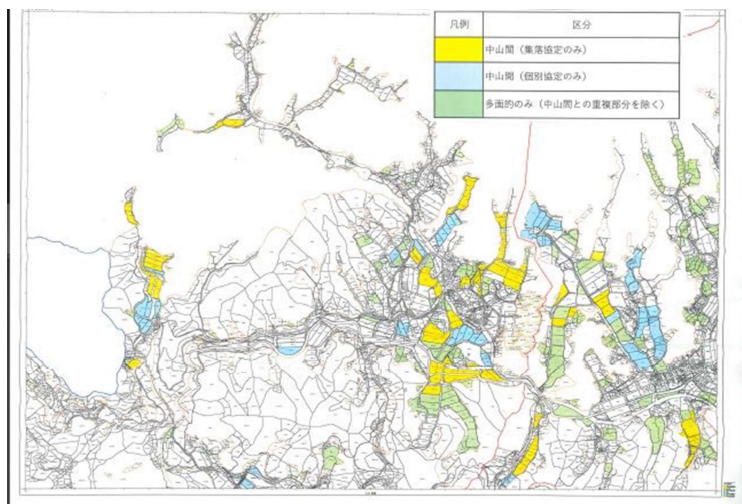
令和5年10月

奥出雲町農業振興課
奥出雲町農業委員会

1. 地域計画の進め方

概ね10年後を見据え、農業者や地域のみなさんが地域の農業・農地について話し合い、農業利用が行われる区域と地域農業の将来像を目標地図(素案)と公表シートに現わしていきます。

●目標地図(素案)



●公表シート



各集落で話し合った目標地図(素案)と公表シートを町農業振興課が地区ごとにまとめ、次に町内でとりまとめて1本の地域計画とします。



2. 話し合いの意義

これまで集落のみなさんのご努力で守り続けてきた農地を次の世代に引き継ぐため、集落協定ごとの話し合いを進めましょう。



地域計画とは、地域の農地や農業の概ね10年後の姿を農業者や関係者により話し合いを行い、農業利用が行われる区域や地域農業の将来の在り方を定める計画事業です。

本町では、この地域計画を中山間地域等直接支払事業の集落協定の単位で話し合い等をして頂き、策定したいと考えております。

3. 話し合いの役割分担

話し合いを行うために、3役（調整役、進行役、書記）が必要となります。農業委員と推進委員は進行役、集落協定のみなさんは調整役と書記を受け持ちましょう。

進行役
話しやすい雰囲気を作り参加者の意見を引き出しながらとりまとめていく役

調整役
話し合いに参加する関係者に通知し、開催の準備を行う役

書記
話し合った内容を記録して意見をまとめ、提出物に書き込み、提出する役



農業委員
推進委員



集落協定のみなさん

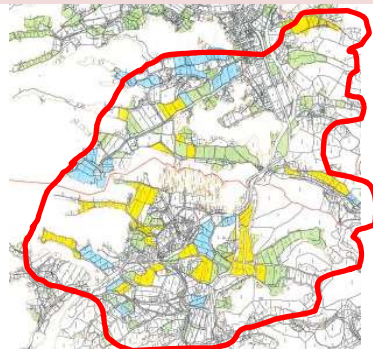


4. 話し合いながらの作業手順

作業1) 目標地図(素案)

話し合いをする集落の範囲をマジック赤で囲んでください。

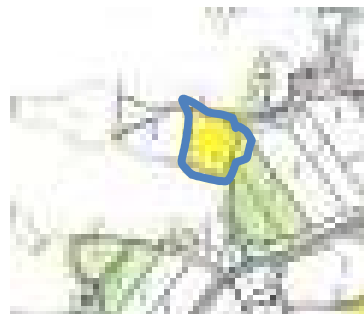
個別協定と多面的機能支払対象農地は集落ごとの区切りがないため隣接する集落も色付けされています。



作業2) 目標地図(素案)

対象外となる農地をマジック青で囲んでください。

対象外の農地とは、中山間地域等直接支払制度の切り替わり(令和7年4月)において、協定農用地から外れる農地をいいます。



作業3) 話し合い協議録

集落における農業の現状と課題、そして将来の在り方について記入ください。

「地域計画策定マニュアル」P13をご参考ください。

話し合い協議録		提出2
集落名		
話し合い日時		
話し合い参加者		
話し合い内容		
話し合い結果		

1ページ

作業4) 資料の提出

作成した2つの資料を集落協定の代表の方は期限までに農業振興課まで提出願います。

令和6年2月末まで

それぞれの集落で一回は話し合いをしましょう!

